

# 事後評価結果（令和3年度）

担当課：東北地方整備局 道路計画第一課  
 担当課長名：柏 宏樹

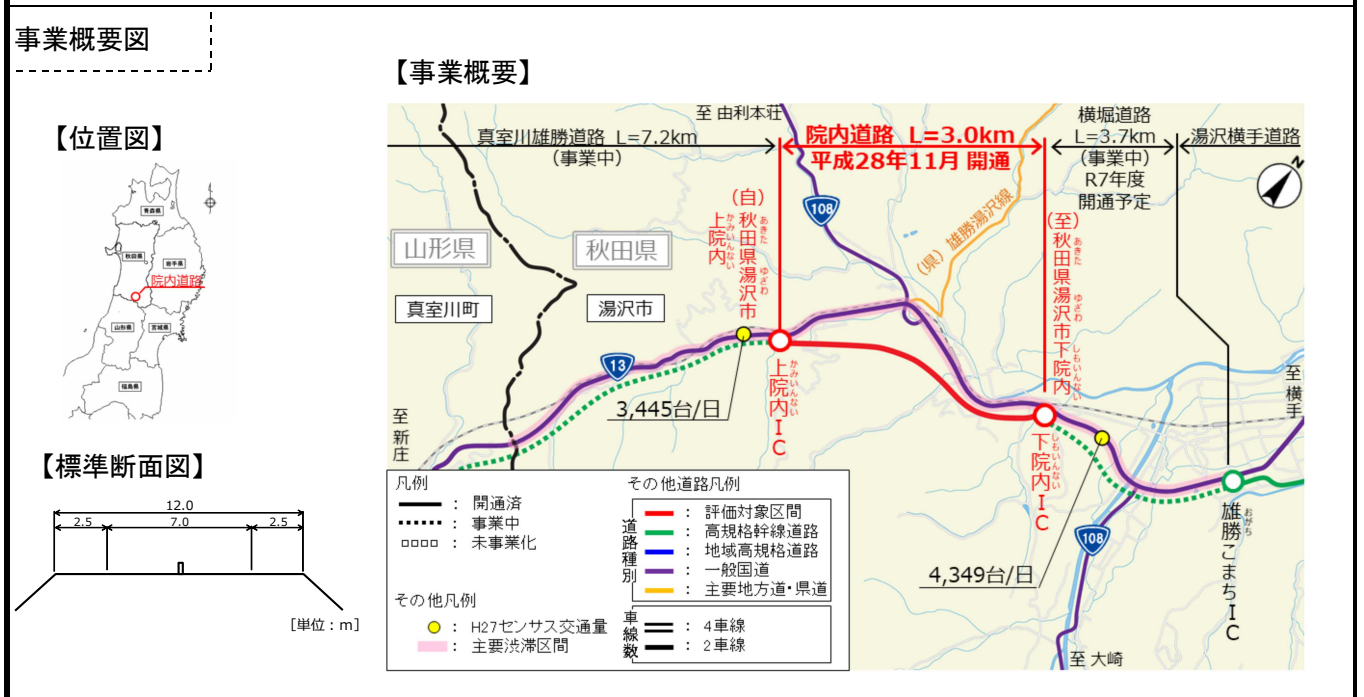
事業名	一般国道13号 院内道路	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 東北地方整備局
起終点	自：秋田県湯沢市上院内 至：秋田県湯沢市下院内			延長	3.0km

**事業概要**

一般国道13号は、福島県福島市を起点として山形市、新庄市、湯沢市、大仙市等の主要都市を經由し、秋田市に至る延長約386kmの主要な幹線道路である。  
 院内道路は、東北中央自動車道の一部を形成し、秋田県湯沢市上院内～同市下院内に至る延長3.0km、2車線の自動車専用道路である。

**地域の防災面の課題**

- ・現道の国道13号には、防災点検等の結果、対策等が必要と判断された箇所が8箇所存在。  
 (落石危険斜面：1箇所、急傾斜地崩壊危険区域：2箇所、土石流危険区域：2箇所、雪崩危険斜面：2箇所、地吹雪危険区域：1箇所)
- ・落石危険斜面において崖錐堆積物等の風化進行や局地的豪雨に伴い、車道を閉塞する落石、斜面崩壊、土石流、雪崩等の災害が想定
- ・秋田～山形県境では、平成15年以降、災害に伴う全面通行止が13回発生し、当該区間の通行止め時は所要時間約3.5倍の広域迂回が必要。
- ・当該区間の防災面の課題は、湯沢市（人口：42,091人）において日常生活や経済活動を営む上で重大な障害及び不安要素となっており、地域の喫緊の課題となっている。



事業の 効果等	事業期間	事業化	平成15年度	用地着手	平成19年度	供用年	(当初) -/H28	変動	1.1倍
		都市計画決定	-	工事着手	平成19年度	(暫定/完成)	(実績) -/H29		
事業費	事業費	計画時	(名目値)	-/117億円	実績	(名目値)	-/128億円	変動	1.1倍
		(暫定/完成)	(実質値)	-/133億円		(暫定/完成)	(実質値)		

費用対効果 分析結果 (再評価)	<b>事業の効果等</b> ①災害等による迂回解消を含めた走行時間の短縮等 (83億円(残事業=83億円)) ②災害による被害の回避 ・防災点検要対策箇所(1箇所)の回避 ③地域住民の不安感解消 ・緊急輸送道路の信頼性向上	<b>基準年</b> 平成22年
費用対効果 分析結果 (事後)	<b>事業の効果等</b> ①災害等による迂回解消を含めた走行時間の短縮等(136億円) ②災害への備え ・近隣市へのルートが1つしかなく、災害による1~2箇所の道路寸断で孤立化する集落(上院内・下院内地区)を解消する ・現道等の防災点検箇所等が解消される。	<b>基準年</b> 令和3年
<b>事業遅延の理由</b> ・特になし		
<b>客観的評価指標に対応する事後評価項目</b> ①物流効率化の支援 ・農林水産業を主体とする地域において農林水産品の流通の利便性向上 (秋田県南地域から関東方面への「いちご」の出荷) ②国土・地域ネットワークの構築 ・当該路線が新たに拠点都市間を高規格幹線道路で連絡するルートを構成する (新庄市~湯沢市 整備前:72分 → 整備後:71分) ③災害への備え ・近隣市へのルートが1つしかなく、災害による1~2箇所の道路寸断で孤立化する集落が解消 (院内道路前後区間を含む並行区間が寸断された場合、上院内・下院内地区の孤立を解消) ・緊急輸送道路が通行止になった場合に大幅な迂回を強いられる区間の代替路線を形成 (国道13号(緊急輸送道路)通行止め時の代替路を形成) <div style="text-align: right;">他9項目に該当</div>		
<b>その他評価すべきと判断した項目</b> ・特になし		
事業による環境変化	<b>環境影響評価に対応する項目</b> ・特になし	
	<b>その他評価すべきと判断した項目</b> ・特になし	
<b>事業評価監視委員会の意見</b> ・対応方針(案)の「今後ネットワークとしての事後評価を実施し、改善措置の必要性等を検討する。」は妥当である。		
<b>事業を巡る社会経済情勢等の変化</b> ・東北中央自動車道 平成26年11月 尾花沢新庄道路(尾花沢IC~野黒沢IC) 延長4.0km 開通 平成30年 4月 大石田村山IC~尾花沢IC 延長5.3km 開通 平成31年 3月 東根IC~東根北IC 延長4.3km 開通 令和3年 12月 村山本飯田IC~大石田村山IC 延長4.5km 開通		
<b>今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性</b> ・事業の目的に対する効果を概ね発現しているが、今後ネットワークとしての事後評価を実施し、改善措置の必要性等を検討する。		
<b>計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性</b> ・当該事業の整備目的について効果発現を確認できており、事業評価手法の見直しの必要性はない。		
<b>その他特記事項</b> ・特になし		

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。